

### 第3回 大学における遠隔授業（メディア授業）の適切な運用について

今回の新型コロナの影響で、各大学では一斉に対面授業にかわり、遠隔授業をせざるを得ない状況になりました。大学通信教育に携わっている方は、「遠隔授業＝メディア授業」の実施形態を容易に把握できますが、これまでに接してこられなかった方には、初めて聞く話も多いことかと思われれます。提言というほどのものではありませんが、遠隔授業に関する若干の解説と私見を述べたいと思います。

2020年3月24日に文部科学省から通知された「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）元文科高第1259号」の中では、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の活用が示されました。本通知では遠隔授業と呼ばれておりますが、平成13年文部科学省告示第51号の授業方法を提示していることから、これまでの通知で称されていた、いわゆる「メディア授業」と同一のものであると考えられます。

通学制の大学の授業方法は、大学設置基準の第25条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用」と規定されています。これはもちろん「対面授業」を想定したものです。そして、この対面授業の代替として、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」となっております。いわゆる、「メディアを利用して行う授業（メディア授業）」が対面授業に代わるものとして60単位まで認められております。つまり、通学制において可能な授業形態は、「対面授業」と「メディア授業（遠隔授業）」の2種類しかありません。メディア授業には、ZOOMやSkypeを活用した同時双方向型のテレビ会議型授業と、インターネット上で好きな時間に講義を受講する非同期のオンデマンド型授業があります。メディア授業の運用で問題となるのは、後者のオンデマンド型授業です。

平成13年文部科学省告示第51号の2号、いわゆるメディア授業告示第2号では、オンデマンド型授業について、「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」を前提として、「二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」としております。

つまり、オンデマンド型のメディア授業（遠隔授業）の実施に際しては、以下の3要件を満たす必要があります。

- ①多様なメディアを高度に利用（文字、音声、静止画、動画などを一体的に扱うもの）
- ②“毎回”の授業ごとに、テストや課題、質疑応答を実施（例えば対面、テレビ会議、メール、LMS等で速やかに行う）
- ③LMSの掲示板機能などで、学生などの意見交換の場の確保

メディア授業（遠隔授業）の要件は、以前から変わっておりませんが、2020年4月1日に文部科学省高等教育局大学振興課から出された「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について」の事務連絡の中で、次のようなQ&Aがありました。

--

「問：遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたい。メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。」

回答：法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

--

教科書や教材を自宅で行い、メール等での質疑応答を行うのは、文科省からの回答では、禁止してはいないとのことですが、少なくとも教科書の配付のみでは「多様なメディアを高度に利用」はしておりませんので、メディア授業告示にある3要件の①は満たしていません。同回答では、大学通信教育設置基準の第3条を同時に示しているため、暗に好ましくないと回答していると推測できます。

通学制の大学では、教員と学生がともにキャンパスに居るという前提ですので、「教員の裁量」で様々な授業形態が実質的に許容されてきました。出張で不在だった分の講義の代わりに、教科書やビデオを各自で見つて補講にする、といった大学教員も昔は多かったと思います。これらは、いつでも指導可能な「対面」という担保と、教員の裁量という名のもと、おおらかに運用されてきました。

上記の質問についても、「対面授業」として単位認定を行うという前提であれば、「教員の裁量」で許容されるのかもしれませんが、実際に、同事務連絡の中では、

「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」

とあり、「教育効果」があれば、対面授業以外の方法を一部実施しても対面授業として単位認定しても良い、と解釈できます。

一方で、通信制大学では、「印刷授業」「放送授業」「面接授業（対面授業）」「メディアを利用して行う授業（メディア授業）」の形態があり、これらは通常、15回の授業において組み合わせて実施することは想定されておられません。メディア授業については、メディア授業告示の3要件を遵守して、教育の質保証に努めてきております。通信制大学ではメディア授業の実施方法に関する知見が豊富にあると思いますので、各大学のサイト等でご確認して頂くと、メディア授業の理解に役立つと思います。

いずれにしても、新たに遠隔授業を開始する方には、対面授業までの一時的な遠隔授業の導入であっても、「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う」教材を作成し、「授業の終了後すみやかに」、「毎回の授業において設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、「学生の意見の交換の機会を確保」を心掛けていただきたいと願っております。

田島 貴裕（小樽商科大学）